

標題

有害物質一覧表第 I 部の相当確認証書及びシブプリサイクルに関する欧州規則への対応について
(日本籍船の取扱い)

ClassNK

テクニカル インフォメーション

No. TEC-1255
発行日 2022年1月21日

各位

ClassNK テクニカルインフォメーション No. TEC-1184 及び No. TEC-1223 にてご案内しております日本籍インベントリ第 I 部の相当確認証書及びシブプリサイクルに関する欧州規則への対応について、本テクニカルインフォメーションにて取りまとめてお知らせいたします。ClassNK テクニカルインフォメーション No. TEC-1184 及び No. TEC-1223 を絶版と致します。

2009 年の船舶の安全かつ環境上適正な再資源化のための香港国際条約(以下「条約」という。)が 2009 年 5 月に IMO において採択されています。条約は未発効ですが、日本では、2018 年 6 月 20 日に条約に関連する「船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律」(以下「シブプリサイクル法」という。)が公布され、また、関係政省令が制定されました。これにより、条約発効前に任意で日本籍船に有害物質一覧表確認証書(以下、「相当確認証書」という。)が発行できます。弊会は、シブプリサイクル法に従って、条約発効日までの間、弊会に登録される総トン数 500 トン以上の船舶に対して、条約に基づく検査に相当する確認検査を以下の要領で実施いたします。(本検査は強制ではなく任意です。)

1. 初回検査 (Initial Survey)

- (1) 一般: 初回検査では、インベントリ第 I 部について、その内容が船舶の状態と一致することを確認します。
- (2) 提出資料: 以下に示す書類を申込書と共に弊会船舶管理システム部までご提出下さい。
 - (i) インベントリ第 I 部
 - (ii) 材料宣誓書(MD)及び供給者適合宣言(SDoC)又はこれらを確認できる資料
 - (iii) その他弊会が必要と認める資料シブプリサイクル条約附属書 4.2 に基づきインベントリ第 I 部を作成する場合は、前(2)に加え、次の書類をご提出ください。
 - (iv) 船上での目視及びサンプリング確認計画
 - (v) 船上での目視及びサンプリング確認結果
- (3) 検査項目: 初回検査においては、以下の項目について確認いたします。
 - (i) 前(2)に掲げる提出資料の確認
 - (ii) 前(i)に基づく船上での確認
 - (iii) 前(ii)の確認における確認箇所には、以下の全ての箇所が含まれる。
 - (a) インベントリ第 I 部において、考慮されるべき物質の存在する可能性が高い場所
 - (b) 収集した資料等により特定できない場所
 - (c) 疑わしい組成の物質が使用されている場所

(次頁に続く)

NOTES:

- ClassNK テクニカル・インフォメーションは、あくまで最新情報の提供のみを目的として発行しています。
- ClassNK 及びその役員、職員、代理もしくは委託事業者のいずれも、掲載情報の正確性及びその情報の利用あるいは依存により発生する、いかなる損失及び費用についても責任は負いかねます。
- バックナンバーは ClassNK インターネット・ホームページ(URL: www.classnk.or.jp)においてご覧いただけます。

2. 更新検査 (Renewal Survey)

- (1) 一般: 更新検査では、船舶に搭載されているインベントリ第 I 部の状態について検査を行い、インベントリ第 I 部が適切に維持されていることを確認します。
- (2) 提出資料: 以下に示す書類を申込書とともに検査担当支部にお申込みください。
 - (i) 有効な相当確認証書
 - (ii) インベントリ第 I 部
 - (iii) インベントリ第 I 部に記載した有害物質について、種類または量を変更したものがあ
る場合には、当該有害物質に係る材料宣誓書(MD)及び供給者適合宣言(SDoC)

3. 追加検査 (Additional Survey)

- (1) 一般: 追加検査は、初回検査及び更新検査の時期以外であって、船舶所有者からの申込みに応じてこれを行います。追加検査では、変更されたインベントリ第 I 部について、船舶の状態とその内容が一致することを確認します。
- (2) 提出資料: 前 2.(2)に掲げる提出資料を申込書とともに検査担当支部にお申込み下さい。
- (3) 弊会による追加検査を受け、前(1)にもとづく確認がなされた船舶にあつては、弊会検査員は相当確認証書に裏書いたします。

4. 相当確認証書の交付

検査完了後、弊会の発行した検査記録書を申請書と共に、管轄の地方運輸局に提出することで地方運輸局より相当確認証書が交付されます。

5. インベントリ第 I 部に関する旧書式の鑑定書を所持している船舶について

既にインベントリ第 I 部に関する旧書式の鑑定書を有している日本籍船につきましては、当該鑑定書の写しを添えて、次回の船級の定期的検査時に、有害物質一覧表確認(IHM)の初回検査を検査担当支部にお申込みください。当該鑑定書を参考に(IHM)の初回検査を実施し、弊会の発行した検査記録書を申請書と共に、管轄の地方運輸局に提出することで相当確認証書が交付されます。

6. シップリサイクルに関する欧州規則(以下、EU 規則)により、2020 年 12 月 31 日以降に EU 加盟国に入港する船舶にインベントリの備置きが義務付けられるとともに、インベントリは、旗国の要求事項に従って検証され、適合証明書(SOC)の発給を受けることとされているため、EU 加盟国に寄港する日本籍船については、相当確認証書の交付を受ける必要があります。

また、国土交通省より、希望する船舶所有者に対し申請に応じて適当と認められる場合は、相当確認証書に加えて、「EU 規則への適合性確認の雑証明」(REPORT FOR REQUIREMENTS OF ARTICLE 12 OF REGULATION (EU) No 1257/2013)を交付する旨通知されております。交付手続き等につきましては、添付の「現存船を対象とした船舶の再資源化解体の適正な実施に係る EU 規則に対する雑証明の交付要領」をご参照ください。

弊会におきましても、既に相当確認証書を取得している船舶に対して、同等の雑証明の発行をすることが可能です。この場合、証明書発行手数料として 16,900 円を申し受けます。

下記リンクの申込書に必要事項を記載のうえ、日本政府発行の「相当確認証書」の写しを添えて弊会船舶管理システム部へお申込ください。

(次頁に続く)

なお、EU 規則適用日以降に交換する部品に臭素系難燃剤ヘキサブロモシクロドデカン(以下「HBCDD」という。)が使用されている場合、インベントリ(IHM)へ記録することが必要です。該当する場合、最新のインベントリ(IHM)の写しをご提出ください。

申込書掲載 URL:

http://www.classnk.or.jp/hp/pdf/activities/statutory/shiprecycle/app_eu12jpn_j.docx

また、相当確認証書及び雑証明が交付されている船舶に対して EU 規則第 12 条への適合を証明する旗国代行権限に拠らない適合鑑定書(EU12-SOC)を弊会が発行することも可能です。

なお、本件に関してご不明な点は、以下の部署にお問い合わせください。

一般財団法人 日本海事協会 (ClassNK)

本部 管理センター 船舶管理システム部

住所: 東京都千代田区紀尾井町 4-7(郵便番号 102-8567)

Tel.: 03-5226-2076

Fax: 03-5226-2174

E-mail: smd-env@classnk.or.jp

添付:

1. 「現存船を対象とした船舶の再資源化解体の適正な実施に係る EU 規則に対する雑証明の交付要領」

現存船を対象とした船舶の再資源化解体の適正な実施に係る
EU 規則に対する雑証明の交付要領

第 1 章 申請手続き

EU 規則への適合性確認を希望する船舶所有者は、「船舶の再資源化解体の適正な実施に係る EU 規則に対する雑証明交付申請書(別添 1)」及び「雑証明交付申請内容(詳細)(別添 2)」に必要事項を記載の上、以下の添付資料とともに提出すること。申請先は、原則、相当制度における有害物質一覧表確認証書の申請先と同一地方運輸局等とするが、必要に応じ、船舶の所在地を管轄する地方運輸局等を認めることとする。以下、申請先をまとめて「地方運輸局等」と記す。なお、本申請及び雑証明の交付は、希望者のみを対象とした任意の手続きである。

令和 2 年 12 月 31 日以降に交換する部品に対して臭素系難燃剤ヘキサブクロモシクロドデカン(以下「HBCDD」という。)の使用実績を確認し、使用されている場合には有害物質一覧表への記録を EU 規則で義務付けされていることに注意されたい。

1. 別添の記入方法について

1. 1 別添 1

様式に沿って、船舶にかかる基礎的な情報を記入すること。なお、相当制度における有害物質一覧表確認証書を取得している場合は、当該証書と同内容になっていることを確認すること。

1. 2 別添 2

(1) 雑証明の申請回数

本制度に伴う EU 規則への適合を証する雑証明の申請実績について記入すること。初回申請の場合は、有害物質一覧表確認証書の有無について記載をし、証書を所有している場合には、直近の取得時期を記載すること。また、2 回目以降の申請の場合も同様に、直近の取得時期について記載をすること。

(2) HBCDD の使用実績

- ① 令和 2 年 12 月 30 日以前に申請する場合
記入は不要である。
- ② 令和 2 年 12 月 31 日(以下「EU 規則適用日」という。)以降に申請する場合
同日(12 月 31 日)又は前回我が国の相当制度にて確認を行った日のいずれか遅い時期を起点とし、その時期から変更した部位に対して HBCDD が使用されているか否かを

記入すること※。

※船舶全体を対象に HBCDD の使用要否を確認する必要はなく、起算日からの差分を対象に HBCDD が使用されているかを確認すること。

2. 添付資料について

2. 1 初回の雑証明の交付

2. 1. 1. 申請時期が我が国の相当制度の初回確認と同時期の場合

添付資料は不要。別添 1 及び別添 2 のみを提出すること。

2. 1. 2. 申請時期が我が国の相当制度の臨時又は更新確認と同時期の場合

(1) EU 規則適用日前

別添 1 及び別添 2 に加え、「有害物質一覧表確認証書の写し」を必要に応じて提出すること。なお、同時期の相当制度の確認に係る資料にて証書を提出している場合には、提出を省略してもよい。

(2) EU 規則適用日後

別添 1 及び別添 2 に加え、以下の書類を必要に応じて提出すること。

- ・ 有害物質一覧表確認証書の写し
- ・ 前回確認時以降に船舶に HBCDD を使用した実績がある場合には、最新の有害物質一覧表の写し

なお、同時期の相当制度の確認に係る資料にて上記 2 点のいずれか又はすべてを提出している場合には、提出した資料についての提出を省略してもよい。

2. 1. 3. 申請時期が 2.1.1 及び 2.1.2 以外の場合

(1) EU 規則適用日前

2. 1. 2. (1) に同じ。ただし、提出書類の省略は原則認めない。

(2) EU 規則適用日後

2. 1. 2. (2) に同じ。ただし、提出書類の省略は原則認めない。

2. 2 2 回目以降の雑証明交付申請の場合

我が国の相当制度における確認と同時期の申請を認めることとし、別添 1 及び別添 2 に加え、以下の書類を必要に応じて提出すること。

- ・ 前回交付した雑証明原本

- ・ 有害物質一覧表確認証書の写し
- ・ 前回確認時以降に船舶に HBCDD を使用した実績がある場合には、最新の有害物質一覧表の写し

なお、同時期の相当制度の確認に係る資料にて上記 3 点のいずれか又はすべてを提出している場合には、提出した資料についての提出を省略してもよい。

3. 雑証明受領後の対応について

雑証明交付後、有害物質一覧表確認証書及び有害物質一覧表とともに、本雑証明を併せて船舶内に備え置かなければならない。また、本雑証明の取扱いについては、4. ～6. のとおり、相当制度における有害物質一覧表確認証書に準ずるものとする。

4. 再交付について

滅失又は毀損等でやむを得ず再交付が必要となった場合は、別添 1、前回交付した雑証明原本（毀損の場合のみ）及び有害物質一覧表確認証書の写しを地方運輸局等に提出すること。ただし、この際、別添 1 の備考欄に「再交付」であることがわかるように記載をすること。なお、再交付後は旧雑証明の効力は失うものとし、旧雑証明が見つかった場合にあっては、6. に従って旧雑証明を返納すること。

5. 書換えについて

本雑証明の記載事項を変更する場合は、別添 1、前回交付した雑証明原本及び有害物質一覧表確認証書の写しを、速やかに地方運輸局等に提出すること。相当制度の確認の際に同証書の書換えを行う等で同証書を同時に提出する場合には、同証書の写しの提出を省略してもよい。ただし、この際、別添 1 の備考欄に「書換え」であることがわかるように記載をすること。

6. 返納について

船舶が滅失し、沈没し又は解撤されたとき、当該船舶が日本船舶でなくなったとき等の場合には、船舶所有者は、遅滞なく、本雑証明を地方運輸局等に返納すること。

(以 上)

(別添1)

船舶の再資源化解体の適正な実施に係る EU 規則に対する雑証明交付申請書

.....年 月 日

船舶の所在地を管轄する地方運輸局長

申請者名・住所

以下の船舶の有害物質一覧表について、EU 規則第 12 条に適合していることの証明を受けたいので、申請します。

船舶の要目

船名	:
Name of ship	
船舶番号又は信号符字	:
Distinctive number or letters	
船籍港	:
Port of registry	
国際総トン数	:
Gross tonnage	
国際海事機関船舶識別番号	:
IMO Number	
船舶所有者の氏名又は名称及び住所	:
Name and address of shipowner	
国際海事機関船舶所有者識別番号	:
IMO registered owner identification number	
国際海事機関船舶会社識別番号	:
IMO company identification number	
建造日	:
Date of construction	

備考 (再交付及び書換えを希望する場合は記入すること)

(別添2)

雑証明交付申請内容(詳細)

年 月 日

船舶の所在地を管轄する地方運輸局長

申請者名・住所

EU 規則第 12 条への適合を証する雑証明について、申請内容の詳細は以下のとおり。

雑証明の申請回数

初回

有害物質一覧表確認証書

有 (前回取得時期 年 月 日)

無

2 回目以降 (前回取得時期 年 月 日)

以下、令和 2 年 12 月 31 日以降の申請の場合、記載すること。

臭素系難燃剤ヘキサブロモシクロドデカン (HBCDD) の使用実績

令和 2 年 12 月 31 日又は前回相当制度にて確認を行った日のいずれか遅い時期を起点とし、それ以降に HBCDD を使用した実績の有無

有

無

その他(備考)



Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism
2-1-3 Kasumigaseki, Chiyoda-ku, Tokyo 100-8918, JAPAN

Statement No.

To Whom It May Concern

REPORT FOR REQUIREMENTS OF ARTICLE 12 OF REGULATION (EU) No 1257/2013

Particulars of the Ship

船名	:
Name of ship	:
船舶番号又は信号符字	:
Distinctive number or letters	:
船籍港	:
Port of registry	:
総トン数	:
Gross tonnage	:
国際海事機関船舶識別記号	:
IMO Number	:
船舶所有者の氏名又は名称及び住所	:
Name and address of shipowner	:
国際海事機関船舶所有者識別番号	:
IMO registered owner identification number	:
国際海事機関会社識別番号	:
IMO company identification number	:
建造日	:
Date of construction	:

この証書は、次のことを証明する。

THIS IS TO CERTIFY:

〇〇日付け No.XXX の有害物質一覧表確認証書に記載された文章は、下記のとおり読み替えで
きる。

In the INTERNATIONAL CERTIFICATE ON INVENTORY OF HAZARDOUS MATERIALS on
(…dated…) (no. …), about the above ship, the following sentences can be replaced.

Before	After
2009 年の船舶の安全かつ環境上適正な再資源化のための香港国際条約(以下「条約」という。) “the provisions of the Hong Kong International Convention for the Safe and Environmentally Sound Recycling of Ships, 2009(hereinafter referred to as “the Convention”)”	EU 規則第 12 条 (以下「規則」という。) “ARTICLE 12 OF REGULATION (EU) No 1257/2013 (hereinafter referred to as “the Regulation”)”
条約附属書第 5 規則に定める。 “as required by regulation 5 of the Annex to the Convention”	2009 年の船舶の安全かつ環境上適正な再資源化のための香港国際条約附属書第 5 規則に定める。 “as required by regulation 5 of the Annex to the Hong Kong International Convention for the Safe and Environmentally Sound Recycling of Ships, 2009 (hereinafter referred to as “the Convention”)”
この船舶が条約附属書第 10 規則に基づいて確認されたこと。 “ that the ship has been surveyed in accordance with regulation 10 of the Annex to the Convention;”	この船舶が規則第 12 条に基づいて確認されたこと。 “that the ship has been surveyed in accordance with Article 12 of the Regulation;”
確認の結果、有害物質一覧表が条約の関係要件に適合していること。 “that the survey shows that Part I of the Inventory of Hazardous Materials fully complies with the applicable requirements of the Convention”	確認の結果、有害物質一覧表が規則の関係要件に適合していること。 “that the survey shows that Part I of the Inventory of Hazardous Materials fully complies with the applicable requirements of the Regulation”

この証書は、 まで効力を有する。

This certificate is valid until

(署 名) (公の印章)

XXXX XXXX

国土交通省 運輸局

支局 事務所

首席海事技術専門官（船舶検査官）Principal Ship Inspector

Maritime Office, Transport Branch Office,

District Transport Bureau,

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

Government of Japan